

野田市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月21日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則第1号

野田市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する 規則

野田市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和60年野田市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)小学校の表中央小学校の項上花輪の目中「1563番地」を「1537番地、1540番地～1563番地」に改め、同項中野台の目中「1241番地」を「1250番地」に改め、同項清水の目中「1085番地」を「1092番地」に改め、同表東部小学校の項目吹の目中「2029番地」を「2054番地」に改め、同表南部小学校の項今上の目中「2252番地」の次に「、3837番地」を加え、同表北部小学校の項吉春の目中「616番地」を「613番地、614番地、616番地」に改め、同表川間小学校の項船形の目中「262番地の1、263番地の1～268番地、270番地」を「262番地」に改め、「～295番地、297番地」を削り、「4757番地」を「4886番地」に改め、同表清水台小学校の項清水の目中「474番地」の次に「、476番地」を加え、同項堤台の目中「及び宮崎小学校」を削り、同表柳沢小学校の項清水の目中「、宮崎小学校、南部小学校、北部小学校」を削り、同項目吹の目を削り、同表山崎小学校の項山崎新町の目中「山崎新町1番地」を「1番地」に改め、同表岩木小学校の項岩名の目中「北部小学校及び」を削り、同項五木の目中

「

北部小学校の通学区域を除く区域

を

」

「

17番地～541番地（五木全域）

に改め、同表尾崎小

」

学校の項尾崎の目中「、958番地の999」を「～958番地の999」に改め、同表みずき小学校の項今上の目中「1962番地の2」の次に「、32

47番地の1」を加える。

別表第1(2)中学校の表第一中学校の項清水の目中「474番地」の次に「、476番地」を加え、同表第二中学校の項上花輪の目中「1547番地」を「1537番地、1540番地～1547番地」に改め、同項中野台の目中「1241番地」を「1250番地」に改め、同項清水の目中「、1085番地～1091番地」を削り、同表南部中学校の項今上の目中「2252番地」の次に「、3247番地の1、3837番地」を加え、同項山崎新町の目中「山崎新町1番地」を「1番地」に改め、同表北部中学校の項五木の目中

「

第一中学校の通学区域を除く区域

を

」

「

17番地～541番地（五木全域）

に改め、同項谷津の

」

「

目中

第一中学校の通学区域を除く区域

を

」

「

1番地～1355番地（谷津全域）

に改め、同表川間中

」

学校の項船形の目中「262番地の1、263番地の1～268番地、270番地」を「262番地」に改め、「～295番地、297番地」を削り、「4757番地」を「4886番地」に改め、同表岩名中学校の項清水の目中「、第二中学校、南部中学校及び北部中学校」を「及び第二中学校」に改め、同項

「

岩名の目中

第一中学校及び北部中学校の通学区域を除く区域

を

」

「

1番地～2572番地（岩名全域）

に改める。

」

別表第2(1)小学校の表北部小学校から柳沢小学校への項谷津の目中「、196番地」を削り、同表川間小学校から東部小学校への項中「～268番地、269番地の1、270番地」を削り、「277番地」を「278番地」に改め、「4757番地」を「4886番地」に改める。

別表第2(2)中学校の表川間中学校から東部中学校への項中「～268番地、269番地の1、270番地」を削り、「277番地」を「278番地」に、「4757番地」を「4886番地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。